

20 名古屋経済大学大学院学則

制 定 平成 11 年 12 月 22 日

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 名古屋経済大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第 2 条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・評価の項目及び実施体制は、別に定める。

3 本大学院は、その教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価を受けるものとする。

(課程)

第 3 条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻並びに研究科の目的)

第 4 条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

法学研究科	法学専攻（修士課程） 企業法学専攻（博士後期課程）
会計学研究科	会計学専攻（博士課程）
人間生活科学研究科	幼児保育学専攻（修士課程） 栄養管理学専攻（修士課程）

2 法学研究科は、企業法学を主体とする法学について、幅広く教育研究を行い、豊かな

学識と高度な法的研究能力を備え、社会で指導的な役割を果たしうる高度専門職業人及び法学研究者の養成、社会人のリカレント教育及び生涯教育の推進を目的とする。

3 会計学研究科は、最新の財務会計理論及び経営理論を身につけ、高度化する企業会計に対応できる人材を養成することを目的とする。

4 人間生活科学研究科は、幼児保育又は栄養の分野において、高度な専門的知識と実践的能力を修得する教育と研究を行い、理論と実務を架橋し、社会で指導的な役割を果たしうる高度専門職業人としての保育者又は栄養管理の実践者を養成するとともに、社会人のリカレント教育を推進することを目的とする。

(教育方法の特例)

第4条の2 法学研究科及び会計学研究科は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、昼間及び夜間において教育を行う課程とする。

(収容定員)

第5条 本大学院の学生収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程又は 博士前期課程		博士後期課程		収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法学専攻	50名	100名			100名
	企業法学専攻			5名	15名	15名
会計学研究科	会計学専攻	50名	100名	5名	15名	115名
人間生活科学研究科	幼児保育学専攻	10名	20名			20名
	栄養管理学専攻	10名	20名			20名
合計		120名	240名	10名	30名	270名

(学年)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月18日まで

後期 9月19日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本大学院の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長は、必要に応じ、休業日に授業を行わせることができる。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

学園創立記念日 5月4日

開学記念日 5月20日

春期休業日 3月21日から3月31日まで

夏期休業日 7月25日から9月18日まで

冬期休業日 12月23日から翌年1月10日まで

- 2 前項に定めるものの他、学長は、必要に応じ、休業日を変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

第2章 修業年限

(修業年限)

第9条 本大学院修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 本大学院博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に区分する。

- 3 本大学院修士課程及び博士課程における在学期間は、原則として修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

(長期履修学生)

第9条の2 修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者があるときは、選考の上、これを長期履修学生として入学させることができる。

- 2 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第3章 教育課程

(授業及び研究指導)

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項の教育を、多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の教育を、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項の教育の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業科目)

第11条 研究科の専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 授業科目の名称、科目区分、単位数及び履修方法等は、別表1のとおりとする。

- 3 研究指導及びその履修方法については、研究科において別に定める。

(指導教員)

第12条 研究指導担当者をもって、当該学生の指導教員とする。

2 学生は、研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関し、指導教員の指導を受けなければならない。

(単位)

第 13 条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で、本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で、本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業期間)

第 14 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

第 4 章 履修方法

(履修)

第 15 条 学生は、別に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(履修登録)

第 16 条 学生は、履修しようとする授業科目を記載した履修願を指定の期日までに提出し、研究科長の許可を受けなければならない。

(他の研究科等の授業科目の履修)

第 17 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科修士課程若しくは博士前期課程又は学部で開設する授業科目（演習科目を除く。以下同じ。）を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、8 単位を超えない範囲で、各研究科修士課程又は博士前期課程を修了するために必要な単位数に算入することができる。

3 特定の課題についての研究（以下「リサーチ・ペーパー」という。）を選択する者にあつては、第 1 項により修得した単位は、12 単位を超えない範囲で、各研究科修士課程又は博士前期課程を修了するため必要な単位数に参入することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 17 条の 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を 15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

第5章 試験

（試験）

第19条 試験は、科目試験とする。

（受験資格）

第20条 学生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

（試験方法等）

第21条 試験は、学期又は学年において授業を実施した授業科目について、その学期末又は学年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは、臨時に試験を行うことがある。

2 試験の方法は、筆記、口述、論文及び研究報告等による。

3 試験の成績評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、C以上を合格とする。

4 試験に合格した授業科目に対して、所定の単位を与える。

5 試験に関する規則は、別に定める。

第6章 課程の修了要件及び学位

（課程の修了）

第22条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、第9条の修業年限を満たし、第11条に基づき30単位以上（リサーチ・ペーパーを選択する者にあつては38単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者等に限り、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、次のとおりとする。

(1) 法学研究科企業法学専攻は、第9条の修業年限を満たし、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関

しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に1年（前項の規定による在学期間1年をもって修士課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

(2) 会計学研究科会計学専攻は、第9条の修業年限を満たし、研究指導12単位を含む20単位を取得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に1年（前項の規定による在学期間1年をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第23条 本大学院において研究科の課程を修了した者に、次の学位を与える。

法学研究科	法学専攻	修士（法学）
	企業法学専攻	博士（法学）
会計学研究科	会計学専攻（博士前期課程）	修士（会計学）
	会計学専攻（博士後期課程）	博士（会計学）
人間生活科学研究科		
	幼児保育学専攻	修士（保育学）
	栄養管理学専攻	修士（栄養管理）

第7章 教職課程

(教職課程)

第24条 本大学院において教育職員免許状を取得しようとする者は、当該専攻配当の関係科目の中から教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める必要単位数を取得しなければならない。

(免許状の種類)

第25条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

法学研究科		
法学専攻		中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）
会計学研究科		
会計学専攻（博士前期課程）		高等学校教諭専修免許状（商業）
人間生活科学研究科		
幼児保育学専攻		幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状
栄養管理学専攻		栄養教諭専修免許状

第8章 入学、休学、復学、退学、転入学、転学、除籍、留学及び再入学

(入学)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認められるときには、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第27条 本大学院の修士課程又は博士前期課程に入学しようとする者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院が特に優れた成績で所定の単位を修得したと認められた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

2 本大学院博士後期課程に入学しようとする者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 修士の学位を得た者
- (2) 外国において、修士の学位又はそれと同等以上の学位を有する者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (5) 本大学院において、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者

(選抜試験)

第28条 入学志願者に対し、選抜試験を行う。

(入学願書等)

第29条 入学志願者は、入学願書、その他所定の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

2 入学志願者は、前項の書類とともに、入学検定料 35,000 円を納付しなければならない。ただし、入学検定料は、これを減免することがある。

(入学許可)

第30条 選抜試験に合格し、指定の期日までに所定の納付金を納め、指定する必要書類を提出した者に対して、学長が入学を許可する。

(休学)

第31条 学生が、病気その他やむを得ない理由によって3カ月以上修学することができないときは、理由を付し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 病気により休学しようとする者は、願出書に医師の診断書を添えることを必要とする。

3 病気のため、修学が不相当と認められる学生に対して、学長は、休学を命じることができる。

4 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き休学を許可することがある。

5 休学できる期間は、通算して修士課程又は博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。

6 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学者が復学しようとするときは、願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、原則として学年の始めとする。

(退学)

第33条 学生が、病気その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第34条 他の大学院の学生が、所属大学院研究科長の承認書を付し、学年の開始日までに本大学院に転入学を志願したときは、選考の上、許可することがある。

(転学)

第35条 本大学院から他の大学院に転学を希望する者は、その理由を付し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、その者を除籍する。

(1) 長期にわたる欠席又はその他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 第9条第3項の在学期間を経過した者

(3) 第31条第5項に規定する休学期間を超えた者

(4) 授業料を納入しない者

(5) 死亡した者

(留学)

第37条 学生が外国の大学又は大学院に留学を希望する場合は、研究科委員会の議を経て認めることができる。

2 留学期間のうち1年は、第9条に定める在学期間に算入できる。

3 留学に関する細則は、別に定める。

(再入学)

第 38 条 退学した者又は除籍された者で、再入学を願い出たときは、願い出の理由によって選考の上、学年の始めに限って学長が入学を許可することができる。

2 再入学に関する取扱いは、別に定める。

第 9 章 教員組織

(教員組織)

第 39 条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）の定める資格を有する本大学院各研究科の専任教員、兼任教員及び兼任教員をもってこれにあてる。

第 10 章 運営組織

(大学院委員会)

第 40 条 本大学院に、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を協議する機関として、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、事務局長、研究科長、各研究科委員会より選出された 2 名の教員及び学長の委嘱する各研究科 1 名の教員をもって組織する。

3 委員長は、学長がこれにあたる。

4 大学院委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び規程の改廃に関する事項
- (3) 研究科の増設又は変更に関する事項
- (4) 大学院の教務上必要な施設に関する事項
- (5) 学位の授与及び取消に関する事項
- (6) 課程及び専攻並びに授業科目の増設又は変更に関する事項
- (7) 教授、准教授、講師及び助教の授業科目担当に関する事項
- (8) その他学長の諮問する事項

(研究科委員会)

第 41 条 本大学院に、教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

3 研究科委員長は、研究科長がこれにあたる。

4 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院学則及び大学院に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 教員の任免及び資格審査その他教員の人事に関する事項
 - (3) 教員の授業科目担当に関する事項
 - (4) 学位の授与及び取消に関する事項
 - (5) 学位論文の審査に関する事項
 - (6) 学生の入学、休学、復学、退学、転入学、転学、除籍、留学及び再入学並びに課程修了の認定等に関する事項
 - (7) 試験に関する事項
 - (8) その他研究科に関する重要事項
- 5 研究科委員会の規程は、別に定める。

第 11 章 大学院人事委員会

(大学院人事委員会)

第 4 2 条 本大学院の教員人事を審議するため、大学院人事委員会を置く。

- 2 大学院人事委員会は、学長、大学副学長及び各研究科長をもって構成する。
- 3 大学院人事委員会の規程は、別に定める。

第 12 章 学費

(入学金)

第 4 3 条 本大学院に入学を許可された者は、別表 2 に定める入学金を納入しなければならない。

2 次の者は、修士課程又は博士前期課程の入学金を免除する。

- (1) 自主退学者で第 38 条により再入学を許可された者
- (2) 名古屋経済大学の卒業者
- (3) 課程を問わず、本大学院の修了者
- (4) 別に定める大学の卒業者及び大学院の修了者

3 本大学院修士課程又は博士前期課程の修了者は、博士後期課程の入学金を免除する。

(授業料)

第 4 4 条 授業料は、別表 2 に定める額を毎学年度又は毎学期の始めに納入しなければならない。

2 前項に定める授業料の納付に関する規程は、別に定める。

(休学期間の授業料免除)

第 4 5 条 休学期間は、授業料を免除する。

(授業料の返還)

第46条 既に納入した授業料は、原則として返還しない。

- 2 入学手続きを完了した者の既納の授業料については、所定の期日までに入学辞退の申し出があった場合、これを返還することがある。
- 3 在学生の既納の授業料は、その理由のいかんにかかわらず返還しない。

第13章 特別聴講生、科目等履修生、委託生及び研究生

(特別聴講生)

第47条 本大学院との間で単位互換に関する協定を締結した他大学大学院研究科に在学する学生が、本大学院研究科の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、本大学院の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、特別聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第47条の2 第27条の各号の一に該当する者で、本大学院の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生は、その履修した授業科目について、試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した授業科目について、単位修得証明書の交付を受けることができる。

(委託生)

第48条 本大学院の特定の授業科目を学修するため、他の大学院又は公共機関等から学生を委託されたときは、委託生としてこれを許可することがある。

- 2 委託生の試験及び単位修得証明書の交付については、前条第2項及び第3項を準用する。

(研究生)

第49条 本大学院において、特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、本大学院の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研修を許可することがある。

第14章 特別講座

(特別講座)

第50条 本大学院は、特別講座を設けることができる。

- 2 特別講座に関する規程は、別に定める。

第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第51条** 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生として、修士課程又は博士前期課程入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。
- (1) 外国において、通常の課程による16年間の学校教育を修了した者
 - (2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者
 - (3) 本大学院において、前2号と同等以上の学力を有すると認められた者。ただし、日本において通常の課程において学校教育を受けたと認定した外国人を除く。
- 3 前項第3号の学力認定は、研究科委員会において行う。
- 4 外国人留学生として、博士後期課程に入学を希望することができる者は、第27条第2項に該当する者に限る。

第16章 研究指導施設及び厚生保健施設

(研究指導施設)

- 第52条** 大学院学生は、大学院棟及び大学図書館を利用することができる。
- 2 研究科に大学院学生専用の共同研究室を設ける。
- 3 教育研究上支障を生じない場合には、大学の施設及び設備を共用することができる。

(厚生保健施設)

- 第53条** 大学院関係教職員及び学生は、保健医療のために、大学保健室を利用することができる。

第17章 賞罰

(表彰)

- 第54条** 学長は、研究科委員会の議を経て、学術研究に見るべきものがあり、かつ、人物が優秀な学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第55条** 学長は、研究科委員会の議を経て、本大学院の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした学生に懲戒を加えることができる。懲戒は、訓告、停学又は退学の3種とする。

2 前項のうち、退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第18章 補則

(大学学則の準用)

第56条 この学則に規定のない事項については、名古屋経済大学学則を準用する。

(細則)

第57条 この学則の実施について必要な細則は、別に定める。

(改廃)

第58条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この学則は、平成11年12月22日に制定し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 別表1 法学研究科法学専攻の授業科目表については、平成13年度入学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第18条については、平成14年度入学生にも適用する。
- 3 別表3 学費1の授業料については、平成14年度在学学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 別表1については、平成14年度入学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 44 条については、平成 16 年度在学学生から適用する。
- 3 別表 1 については、平成 16 年度在学学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 については、平成 17 年度在学学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表 1 については、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 40 条の教員の職名に係る規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 に定める外国人留学生の授業料の減額の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(外国人留学生の授業料減額に係る経過措置)

- 2 改正後の別表 3 の外国人留学生授業料の減額の規定は、平成 20 年度入学生から適用し、平成 20 年 3 月 31 日現在在学していた学生については、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 については、平成 19 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(外国人留学生の学費の取扱いに関する経過措置)
- 2 別表 2 に定める留学の在留資格を有する外国人留学生の授業料減免の取扱いは、平成 20 年度以前に入学した留学生については、従前の規定を適用する。
(会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 平成 20 年度以前の会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 21 年度以前の会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。
(人間生活科学研究科栄養管理学専攻(修士課程)の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 平成 21 年度以前の人間生活科学研究科栄養管理学専攻(修士課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 については、平成 22 年度以前の入学生については、従前の学則を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 23 年度以前の法学研究科法学専攻(修士課程)、法学研究科企業法学専攻(博士後期課程)、会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)及び人間生活科学研究科幼児保育学専攻(修士課程)入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 24 年度以前の会計学研究科会計学専攻及び人間生活科学研究科栄養管理学専攻(修士課程)入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 25 年度以前の法学研究科法学専攻、法学研究科企業法学専攻及び会計学研究科会計学専攻入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 26 年度以前の法学研究科法学専攻(修士課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。
- 3 平成 26 年度以前の会計学研究科会計学専攻(博士前期課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。
- 4 平成 26 年度以前の人間生活科学研究科幼児保育学専攻(修士課程)入学生に係る別表については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 27 年 5 月 27 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(学費の変更に係る経過措置)
- 2 平成 27 年度以前の入学者に係る別表 2 は、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 27 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。
- 3 平成 27 年度以前の会計学研究科会計学専攻（博士後期課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 28 年度以前の法学研究科企業法学専攻（博士後期課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。
- 3 平成 28 年度以前の会計学研究科会計学専攻（博士前期課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。
- 4 平成 28 年度以前の間人生活科学研究科幼児保育学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。
- 5 平成 28 年度以前の間人生活科学研究科栄養管理学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 29 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。
- 3 平成 29 年度以前の会計学研究科会計学専攻（博士前期課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。
- 4 平成 29 年度以前の間人生活科学研究科幼児保育学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 は、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(学費の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 30 年度以前の入学生に係る別表 2 は、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 2 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。
(施行期日)
- 2 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 令和元年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）及び企業法学専攻（博士後期課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 3 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。
(施行期日)
- 2 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 令和 2 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 4 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。
(施行期日)
- 2 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 令和 3 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）、会計学研究科会計学専攻（博士前期課程）及び会計学研究科会計学専攻（博士後期課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 5 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 3 令和 4 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）及び法学研究科企業法学専攻（博士後期課程）入学生に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 5 年 12 月 18 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 3 法学研究科法学専攻（修士課程）に係る別表 1 については、令和 4 年度以降の入学生に適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 6 年 3 月 29 日付文部科学大臣提出の学則変更届に関する内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 3 令和 5 年度以前の法学研究科法学専攻（修士課程）及び同研究科企業法学専攻（博士後期課程）並びに会計学研究科会計学専攻（博士前期課程）入学者に係る別表 1 については、従前の規定を適用する。

別表 1

(1) 法学研究科 授業科目

A 法学専攻（修士課程）

科目群	専修科目(*)の別	授業科目名	単位数	備考	
企業関係法科目群	*	企業法研究(A)	2	[履修方法] *印付科目のうち研究演習科目8単位を専修科目として必修すること。 (A)と(B)に分かれている科目は前期2単位と後期2単位で構成され、通年で履修することを基本とする。	
		企業法研究(B)	2		
		企業法研究演習	8		
		企業法務研究(A)	2		
		企業法務研究(B)	2		
		民法研究(A)	2		
		民法研究(B)	2		
		民法研究演習	8		
		消費者法研究(A)	2		
		消費者法研究(B)	2		
	*	消費者法研究演習	8	[修了要件] 研究演習科目8単位、研究演習科目以外の講義科目22単位以上(リサーチ・ペーパーを選択する者にあつては30単位以上)修得し、かつ修士論文又は特定の課題の研究の審査及び試験に合格すること。 [単位互換] ア. 会計学研究科会計学専攻博士前期課程で開講される講義科目(演習科目を除く。)を履修して修得した単位を、8単位を超えない範囲で、本研究科における専修科目以外の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 イ. リサーチ・ペーパーの場合にあつては、会計学研究科会計学専攻博士前期課程及び学部で開講される講義科目(演習科目は除く)を履修して修得した単位を、14単位を超えない範囲で、本研究科における専修科目以外の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	
		知的財産法研究(A)	2		
		知的財産法研究(B)	2		
		知的財産法研究演習	8		
		経済法研究(A)	2		
		経済法研究(B)	2		
		経済法研究演習	8		
		企業取引法研究	2		
		家族法研究	2		
		民事訴訟法研究	2		
*	民事訴訟法研究演習	8			
	国際取引法研究(A)	2			
	国際取引法研究(B)	2			
	労働法研究(A)	2			
	労働法研究(B)	2			
	労働法研究演習	8			
	公法関係科目群	*	憲法研究(A)	2	
			憲法研究(B)	2	
			憲法研究演習	8	
			租税法研究Ⅰ(A)	2	
租税法研究Ⅰ(B)			2		
租税法研究Ⅱ(A)			2		
租税法研究Ⅱ(B)			2		
租税法研究Ⅲ(A)			2		
租税法研究Ⅲ(B)			2		
租税法研究演習			8		
*	刑事法研究(A)	2			
	刑事法研究(B)	2			
	刑事法研究演習	8			

科目群	専修科目(*)の別	授業科目名	単位数	備考	
公法関係科目群		国際法研究(A)	2		
		国際法研究(B)	2		
	*	国際法研究演習	8		
		国際経済法研究(A)	2		
		国際経済法研究(B)	2		
	*	国政経済法研究演習	8		
		国際政治学研究(A)	2		
		国際政治学研究(B)	2		
	*	国際政治学研究演習	8		
		行政法研究(A)	2		
		行政法研究(B)	2		
	*	行政法研究演習	8		
		アジア法研究	2		
		アジア法研究演習	8		
	*	アジア法研究演習Ⅱ	8		
			租税法基礎研究		2
			組織再編税制研究		2
			租税争訟法研究		2
			情報法研究		2
			国際租税法研究		2
			法人税法研究		2
			所得税法研究		2
		資産税法研究	2		
		消費税法研究	2		
実習科目群			インターンシップ(A)	2	
		インターンシップ(B)	2		
特殊科目群		特殊専門研究	[2]		
		特殊専門研究演習	8		
認定科目		包括協定認定科目	1	包括協定締結大学院各法学研究科の開講科目を15単位まで履修することができる。協定校において履修した授業科目について修得した単位は、本法学研究科において認定した入学前の既修得単位と合わせて20単位を超えない範囲で、本大学院法学研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	
		包括協定認定科目	2		

(注) 単位欄が[]の特殊専門研究は、講義内容が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

B 企業法学専攻（博士後期課程）

専修科目 (*)の別	授 業 科 目 名	備 考
*	企業法研究	〔履修方法〕 専修科目を1科目必修すること。 〔修了要件〕 博士論文作成のために必要な研究指導をうけた後、博士論文を提出し、審査及び試験に合格すること。
*	民法研究	
*	消費者法研究	
*	国際取引法研究	
*	経済法研究	
*	憲法研究	
*	租税法研究Ⅰ	
*	租税法研究Ⅱ	
*	国際法研究	
*	国際経済法研究	
*	国際政治学研究	
*	行政法研究	
*	アジア法研究	
*	アジア法研究Ⅱ	

(2) 会計学研究科 授業科目

A 会計学専攻 (博士前期課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数	備考
基幹科目	会計学基本研究(A)	2	[履修方法] (A)と(B)に分かれている科目は前期2単位と後期2単位で構成され、通年で履修することを基本とする。 [修了要件] 会計学特別研究(研究指導を含む。)8単位を含む30単位以上(リサーチ・ペーパーを選択する者にあつては38単位以上)を修得するとともに所定の研究指導を受け、修士論文又は特定の課題の研究の審査及び試験に合格すること。 [単位互換] ア. 法学研究科法学専攻修士課程で開講される講義科目(演習科目を除く)を履修して修得した単位を、8単位を超えない範囲で、本研究科における専修科目以外の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 イ. リサーチ・ペーパーの場合にあつては、法学研究科法学専攻修士課程及び学部で開講される講義科目(演習科目を除く)を履修して秋冬した単位を、14単位を超えない範囲で、本研究科における専修科目以外の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
	会計学基本研究(B)	2	
	財務会計論研究(A)	2	
	財務会計論研究(B)	2	
	管理会計論研究(A)	2	
	管理会計論研究(B)	2	
	財務諸表論研究(A)	2	
	財務諸表論研究(B)	2	
	現代会計論研究(A)	2	
	現代会計論研究(B)	2	
	税務会計研究(A)	2	
	税務会計研究(B)	2	
	企業法研究(A)	2	
	企業法研究(B)	2	
	企業法会計論研究(A)	2	
	企業法会計論研究(B)	2	
展開科目	管理会計特殊研究(A)	2	イ. リサーチ・ペーパーの場合にあつては、法学研究科法学専攻修士課程及び学部で開講される講義科目(演習科目を除く)を履修して秋冬した単位を、14単位を超えない範囲で、本研究科における専修科目以外の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
	管理会計特殊研究(B)	2	
	国際会計基準特殊研究(A)	2	
	国際会計機銃特殊研究(B)	2	
	財務諸表論特殊研究(A)	2	
	財務諸表論特殊研究(B)	2	
	監査論特殊研究(A)	2	
	監査論特殊研究(B)	2	
	監査役監査論特殊研究	2	
	企業会計法特殊研究	2	
	情報システム論研究(A)	2	
	情報システム論研究(B)	2	
	財政学研究(A)	2	
	財政学研究(B)	2	
	会計基準研究(A)	2	
	会計基準研究(B)	2	
意思決定会計論研究(A)	2		
意思決定会計論研究(B)	2		

科目区分	授業科目の名称	単位数	備考
関連科目	経営財務論研究(A)	2	
	経営財務論研究(B)	2	
	金融論研究(A)	2	
	金融論研究(B)	2	
	経営管理論研究(A)	2	
	経営管理論研究(B)	2	
	国際経済論研究(A)	2	
	国際経済論研究(B)	2	
	経済政策論研究(A)	2	
	経済政策論研究(B)	2	
	経営学原理研究(A)	2	
	経営学原理研究(B)	2	
	経営戦略論研究(A)	2	
	経営戦略論研究(B)	2	
	証券市場論研究(A)	2	
	証券市場論研究(B)	2	
	労使関係論研究(A)	2	
	労使関係論研究(B)	2	
	中小企業論研究(A)	2	
	中小企業論研究(B)	2	
	起業論研究(A)	2	
	起業論研究(B)	2	
	アジア経済論研究(A)	2	
	アジア経済論研究(B)	2	
研究演習科目	会計学特別研究	8	
実習科目	インターンシップ(A)	2	
	インターンシップ(B)	2	
特殊科目群	特殊専門研究	[2]	
	特殊専門特別研究	2	

(注) 単位欄が[]の特殊専門研究は、講義内容が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

B 会計学専攻（博士後期課程）

科目区分	授業科目名	単位数	備考
専門基幹科目	国際財務会計研究	2	[修了要件] 会計学特別研究（研究指導を含む。）12単位を含む20単位を修得するとともに、所定の研究指導を受け、博士論文を提出の後、試験に合格すること。
	財務諸表論研究	2	
	管理会計研究	2	
	税務会計研究	2	
	企業法研究	2	
専門展開科目	会計学原理	2	
	財務会計理論研究	2	
	監査研究	2	
	企業法会計研究	2	
	財政学研究	2	
	租税法研究	2	
専門応用科目	経営財務論研究	2	
	金融論研究	2	
	経営管理論研究	2	
	経営戦略論研究	2	
	国際経済論研究	2	
	経済政策論研究	2	
	労使関係論研究	2	
	起業論研究	2	
	アジア経済論研究	2	
研究演習科目	会計学特別研究	12	

(3) 人間生活科学研究科 授業科目

A 幼児保育学専攻 (修士課程)

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	保育学研究 教育学研究	2	2	
基本科目	保育内容方法研究		2	[修了要件] 基礎科目から2単位、基本科目から18単位以上、実践科目から2単位以上、研究科目8単位を含む30単位以上取得の上、研究指導を受けた上で、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない
	表現文化研究		2	
	障害児研究		2	
	子ども福祉学研究		2	
	相談援助研究		2	
	教育心理学研究		2	
	発達心理学研究		2	
	発達・教育評価研究		2	
	カウンセリング研究		2	
	子ども精神医学研究		2	
	教育課程・方法研究		2	
	生徒指導研究		2	
	教科教育法研究 (国語)		2	
	教科教育法研究 (算数)		2	
	教科教育法研究 (理科)		2	
	教科教育法研究 (社会)		2	
	教科教育法研究 (図画工作)		2	
教科教育法研究 (音楽)		2		
教科教育法研究 (体育)		2		
実践科目	臨床事例研究		2	
	保育学フィールド研究		2	
	小学校実践研究		2	
研究科目	幼児保育学特別研究	8		

B 栄養管理学専攻（修士課程）

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	栄養管理研究	2		[修了要件] 基礎科目から2単位、基本科目から18単位以上、実践科目から2単位以上、研究科目8単位を含む30単位以上取得の上、研究指導を受けた上で、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない。
基本科目	公衆衛生学研究		2	
	栄養生化学研究		2	
	基礎医学研究		2	
	臨床医学研究		2	
	栄養生理学研究		2	
	食品機能研究		2	
	食品衛生研究		2	
	調理学研究		2	
	栄養学研究		2	
	栄養教育学研究		2	
	臨床栄養学研究		2	
	公衆栄養学研究		2	
	給食経営管理研究		2	
実践科目	栄養管理実践研究		2	
	栄養管理実験研究		2	
研究科目	栄養管理特別研究	8		
教職に関する科目	食育実践特論		2	
	学校栄養教育特論		2	
	学校栄養教育論演習		2	

別表 2

学費

- 1 法学研究科 法学専攻（修士課程）・会計学研究科 会計学専攻（博士前期課程）・人間生活科学研究科 幼児保育学専攻（修士課程）、栄養管理学専攻（修士課程）

区分	金額	備考
入学金	200,000 円	
授業料	750,000 円	年額（※注1・注2）
計	950,000 円	

※注1…修士課程又は博士前期課程修了要件のうち、修業年限及び取得単位数を満たした者で、修士論文作成の「研究指導」1科目のみを登録する者の授業料は、375,000円（半期187,500円）とする。

※注2…留学の在留資格を有する外国人留学生は、10%を減免した額とする。

2 法学研究科 企業法学専攻（博士後期課程）・会計学研究科 会計学専攻（博士後期課程）

区 分	金 額	備 考
入学金	200,000 円	
授業料	750,000 円	年額（※注1・注2）
計	950,000 円	

※注1…博士後期課程修了要件のうち、修業年限及び取得単位数を満たした者で、なお、継続して指導を受ける者の授業料は、375,000 円（半期 187,500 円）とする。

※注2…留学の在留資格を有する外国人留学生は、10%を減免した額とする。